

埼玉県老人クラブ連合会補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 老人クラブを育成し、高齢者福祉の増進を図るため、公益財団法人埼玉県老人クラブ連合会（以下「県老連」という。）に対して、予算の範囲内において補助金を交付する。

なお、この補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象事業)

第2条 補助金の対象となる事業は次の各号に掲げる事業とする。

- (1) 市町村老人クラブ連合会及び県内の老人クラブ地区連絡協議会の連絡及び調整
- (2) 老人クラブの育成指導
- (3) 老人クラブ指導者の育成及び研修
- (4) 高齢者福祉を目的とする事業に関する調査及び研究
- (5) その他連合会の目的達成のため必要な事業

(補助額)

第3条 補助額は予算の範囲内とする。

(交付申請)

第4条 規則第4条第1項の申請書の様式は、様式第1号のとおりとする。

(交付決定)

第5条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。

(状況報告)

第6条 県老連は、知事の要求があったときは、補助事業の進行状況について、当該要求に係る事項を知事に報告しなければならない。

(概算払)

第7条 補助金は概算払いができるものとする。

- 2 県老連は、補助金の支払いを受けようとするときは、様式第3号の請求書を県に提出しなければならない。

(実績報告)

第8条 規則第13条の実績報告書の様式は、様式第4号のとおりとし、その提出期限は補助金申請日の属する年度の3月31日までとする。

(交付確定)

第9条 規則第14条の交付確定通知書の様式は、様式第5号のとおりとする。

(書類の整備)

第10条 県老連は、補助事業等に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備えるとともに、当該収入及び支出等の状況について証拠書類を整備し、補助事業の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から適用する。

様式第1号

年度埼玉県老人クラブ連合会補助金交付申請書

第 号
年 月 日

埼玉県知事

住 所
名 称
代表者名

下記により 年度埼玉県老人クラブ連合会補助金の交付を受けたいので、補助金等の交付手続等に関する規則第4条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

- 1 交付申請額 円
- 2 補助事業の目的
- 3 補助事業の実施計画
- 4 埼玉県老人クラブ連合会補助金所要額調書
- 5 その他の添付書類
 - (1) 収支予算書抄本
 - (2) 財産目録
 - (3) 寄附行為
 - (4) 役員名簿

埼玉県老人クラブ連合会補助金所要額調書

補助事業名	事業に関する経費	寄付金その他の収入	差引額	備考

様式第2号

年度埼玉県老人クラブ連合会補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

埼玉県老人クラブ連合会会長 様

埼玉県知事 印

年 月 日に申請のあった 年度埼玉県老人クラブ連合会補助金については、下記のとおり交付する。

記

- 1 交付決定額 円
- 2 交付方法 概算払い / 精算払い
- 3 添付書類
 - (1) 交付要綱第2条の補助対象事業の内容を変更する場合には、知事の承認を得なければならない。
 - (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。

第 号
年 月 日

埼玉県知事

住 所
名 称
代表者名

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった埼玉県老人クラブ連
合会補助金について、下記のとおり請求します。

記

- 1 請求金額 円
- 2 交付方法 概算払い / 精算払い
- 3 振込口座
 - (1) 金融機関名
 - (2) 支店名
 - (3) 口座種類
 - (4) 口座番号
 - (5) 口座名義

様式第4号

年度埼玉県老人クラブ連合会補助金実績報告書

第 号
年 月 日

埼玉県知事

住 所
名 称
代表者名

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった 年度埼玉県
老人クラブ連合会補助事業が終了したので、補助金等の交付手続等に関する規則第13条
の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

- 1 交付決定額 円
- 2 添付書類
 - (1) 埼玉県老人クラブ連合会補助金精算調書
 - (2) 年度事業報告書
 - (3) 年度収支決算（見込）書

埼玉県老人クラブ連合会補助金精算調書

補助事業名	事業に関する経費	寄付金その他の収入	差引額	備考

様式第 5 号

年度埼玉県老人クラブ連合会補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

埼玉県老人クラブ連合会会長 様

埼玉県知事 印

年 月 日付けで実績報告のあった 年度埼玉県老人クラブ連合会補助金については、下記のとおり額を確定したので、補助金等の交付手続等に関する規則第 14 条により通知します。

記

交付決定額	金	円
交付確定額	金	円